

静岡県人事委員会は、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則14-189

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 本庁		別表第1 本庁	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
知事部局	部長、知事戦略監、危機管理監、県理事、政策推進担当部長、地域外交担当部長、農林水産担当部長、部長代理、危機管理監代理、スポーツ担当部長、部理事、部参事、局長、局理事、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、地震防災センター所長、危機報道官、課長、フロンティア推進室長、 <u>資産経営室長</u> 、人材育成室長、個人住民税対策室長、旅券室長、建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、オリンピック・パラリンピック調整室長、空港調整室長、人権同和対策室長、精神保健福祉室長、医療人材室長、通商推進室長、商業まちづくり室長、先端農業推進室長、 <u>専門職大学開学準備室長</u> 、局技監（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、課参事（人事又は服務	知事部局	部長、知事戦略監、危機管理監、県理事、政策推進担当部長、地域外交担当部長、農林水産担当部長、部長代理、危機管理監代理、スポーツ担当部長、部理事、部参事、局長、局理事、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、地震防災センター所長、 <u>危機報道官</u> 、 <u>水産・海洋統括官</u> 、課長、フロンティア推進室長、人材育成室長、個人住民税対策室長、旅券室長、建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、オリンピック・パラリンピック調整室長、空港調整室長、 <u>大学院大学開学準備室長</u> 、人権同和対策室長、精神保健福祉室長、 <u>医療人材室長</u> 、 <u>地域包括ケア推進室長</u> 、通商推進室長、商業まちづくり室長、 <u>先端農業推進室長</u> 、 <u>C S F 対策室長</u> 、局技監（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事

を担当する者に限る。)、課技監 (人事又は服務を担当する者に限る。)、課長代理 (人事又は服務を担当する者に限る。)、総務班長 (知事直轄組織総務課、危機管理部総務課及び経営管理部総務局総務課並びに政策管理局総務課の者に限る。)、主幹 (経営管理部総務局総務課及び政策管理局総務課の者であって総務を担当する者に限る。)

(略)	
人事課	課長代理、班長、副班長、主査 (人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)、主任 (人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)
(略)	
管財課	(略)
(略)	

教育委員会事務局 教育部長、教育監、理事 (総括担当)、部参事、課長、室長、人事監、指導監、学校づくり推進室長、参事 (監察を担当する者に限る。)、課長代理 (人事、予算又は福利厚生を担当する者に限る。)、専門監 (給与を担当する者に限る。)

務を担当する者に限る。)、課参事 (人事又は服務を担当する者に限る。)、課技監 (人事又は服務を担当する者に限る。)、課長代理 (人事又は服務を担当する者に限る。)、総務班長 (知事直轄組織総務課、危機管理部総務課及び経営管理部総務局総務課並びに政策管理局総務課の者に限る。)、主幹 (経営管理部総務局総務課及び政策管理局総務課の者であって総務を担当する者並びに地域振興局の者であって秘書を担当する者に限る。)

(略)	
人事課	課長代理、班長、 <u>主幹</u> 、副班長、主査 (人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)、主任 (人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)
(略)	
資産経営課	(略)
(略)	

教育委員会事務局 教育部長、教育監、部参事、課長、室長、人事監、指導監、学校づくり推進室長、参事 (監察を担当する者に限る。)、課長代理 (人事、予算又は福利厚生を担当する者に限る。)、専門監 (給与を担当する者に限る。)、部付主幹、

焼津青少年 の家 観音山少年 自然の家	(略)	焼津青少年 の家 観音山少年 自然の家	(略)
<u>富士山麓山</u> <u>の村</u>	<u>所長</u>		
中学校	(略)	中学校	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。